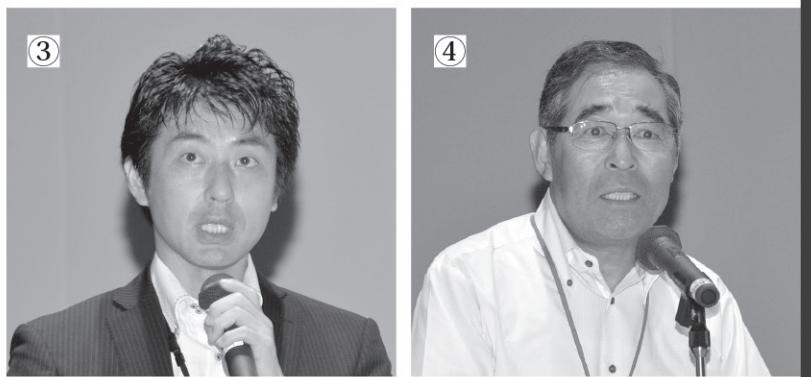




①



②



③



①少子化対策など、プラチナ社会の実現を目指すよう話す小宮山氏 ②保田氏からは、ふるさと納税は経営学の視点から取り組むマーケティングであると教示 ③ふるさと納税による地域活性化の方策について話す萩原氏 ④竹中町長は、上士幌町の取り組みを紹介

ふるさと納税全国まちづくりサミット in 上士幌町

ふるさと納税の在り方や今後の取り組みについて考える『ふるさと納税全国まちづくりサミット』が8月25日(木)・26日(金)に糠平温泉文化ホールで開催され、全国から約350名が参加し、ふるさと納税によるまちづくりについて学び、研鑽を深めました。

オープニングでは、上士幌町のふるさと納税を活用した子育て・教育の取り組みのひとつである認定こども園ほろんの園児たちによる和太鼓演奏が行われ、子どもたちの元気な演奏からサミットが開幕しました。

1日目は、特別講演として三菱総合研究所理事長でプラチナ構想ネットワーク会長、東京大学第28代総長でもある小宮山宏氏から、プラチナ社会による地域振興として、少子化対策など持続可能で生活や社会の質を求めるプラチナ社会の実現を目指すことなどが話されました。

その後、竹中町長より上士幌町が進めるふるさと納税を活用した地方創生について、ふるさと納税をきっかけに地域の魅力を再確認し、都市と地方の交流や移住・定住を進めている事例、また子育てのしやすいまちづくりや地場産業の振興などの取り組みが紹介されました。

2日の特別講演では、神戸大学大学院経営学

研究科の保田隆明准教授から、ふるさと納税が生み出す地域への効果と課題として、ふるさと納税には経営学の視点を持つことが重要で、資金調達やマーケティング、組織戦略などを考えなければならぬと、ふるさと納税に取り組むにあたっての重要な考え方を示していただきました。

総務省地域力創造グループの萩原良智係長からは、ふるさと納税の使途が評価される施策の推進として、ふるさと納税による地域活性化の方策について、また全国6つの自治体からふるさと納税を活用した先進的で特徴的な取り組みについて事例が発表されました。

参加された方は熱心に聞き入っており、ふるさと納税を通じて自分たちのまちの魅力を再認識し、地域振興・地方創生にどのような取り組みができるのかを考えるよいきっかけとなりました。



平成27年度決算に基づく 財政健全化判断比率・資金不足比率

●健全化判断比率 ※()は早期健全化基準。

実質赤字比率 ^{※1}	なし (15.00)
連結実質赤字比率 ^{※2}	なし (20.00)
実質公債費比率 ^{※3}	5.2 (25.0)
将来負担比率 ^{※4}	なし (350.0)

●公営企業資金不足比率 ^{※5}

本町の公営企業(水道事業、公共下水道事業)については資金不足を生じていません。

■健全化判断比率と資金不足比率

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」が制定されました。これにより、すべての地方公共団体において、財政健全化にかかる各指標の公表が義務付けられました。自治体の財政破たんを未然に防ぐため、財政状態が健全であるかどうかを見るための指標が、健全化判断比率です。

本町における各指標と、その数値が表す町の財政状況についてお知らせします。

■公表内容

公表するのは、(1)^{※1}実質赤字比率、(2)^{※2}連結実質赤字比率、(3)^{※3}実質公債費比率、(4)^{※4}将来負担比率の4つの指標(以下「健全化判断比率」といいます。)と公営企業資金不足比率です。

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準を超えた場合は、財政健全化計画を、公営企業資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、経営健全化計画を定めて健全化に努めなければなりません。

平成27年度決算に基づき算定された本町の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率は、基準をすべて下回り、財政状況は健全段階であるという結果になりました。

■一層の財政健全化に努めます

本町の健全化判断比率・公営企業資金不足比率は、いずれも国が定めた基準の範囲内となっています。今後も引き続き、長期的な視点に立って、収支バランスのとれた健全な財政運営に努めてまいります。

☞ 町ホームページでも算定結果を公表しています。

※お問い合わせは、企画財政課財政担当(☎2-4290)まで



用語解説

※1 【実質赤字比率】

一般会計の赤字の程度を指標化したものです。本町においては、実質赤字額はありません。

※2 【連結実質赤字比率】

公営企業を含むすべての会計を対象とし、町全体としての赤字の程度を指標化したものです。本町においては、連結実質赤字額はありません。

※3 【実質公債費比率】

町の借金にかかる元金および利息の支払いが公債費で、町の経常的な収入に対する公債費の割合を指標化したものが実質公債費比率です。

本町の比率は5.2%で、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

※4 【将来負担比率】

町の借金や支払わなければならない負担金などの残高の程度を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが将来負担比率です。

本町においては、将来的に負担が見込まれる額に対して、その負担に充てることが可能な財源が上回っていることから、比率はありません。

※5 【公営企業資金不足比率】

公営企業ごとに決算において赤字が発生した場合に算定されます。

本町では、資金不足は生じていません。